

大阪府との「包括連携協定」の締結について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、大阪府（知事 松井 一郎）と、本日、地方創生に関する包括連携協定を締結しました。

本協定の締結により、大阪府の進める諸施策に、当社が保険事業や社会貢献活動等を通じて培った知見やノウハウを提供します。加えて、当社の大阪府内における営業網（5支社・3営業部・35営業所・1マーケット開発部・5マーケット開発室等の拠点網、従業員約2,000人）や全国規模のネットワーク（1,000を超える拠点網、4万人を超える従業員）を活用し、関係各方面とも広範にわたる連携を強化して、大阪府とともに地域社会の発展に取り組んでまいります。

■大阪府との「包括連携協定」について

1. 名称

「大阪府と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定」

2. 主な連携事項

（1）健康に関すること

- ・ Jリーグクラブと連携した各種協働イベント（ウォーキング、小学生向けサッカー教室等）を通じて、大阪府が推進する「健活10<ケンカツテン>」（注1）や「おおさか健活マイレージ アスマイル」（注2）のPRを実施

（注1）大阪府民に対し、生活習慣病の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい「10の健康づくり活動」

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html>

（注2）大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービス。

専用スマートフォンアプリ「アスマイル」のダウンロードにより、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントへの参加などの健康行動を行なった結果にポイントを付与。ポイントは電子マネーなどの特典と交換が可能

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/asmile.html>

- ・ 大阪府内における当社営業職員が、がん検診受診推進員に登録し、当社が推進する「みんなの健活プロジェクト」（注3）を通じて、がん検診・特定検診の受診勧奨を実施

（注3）プロジェクトの概要については、以下リリース参照

- ・ 2018年3月6日リリース「新たな健康増進プロジェクトの始動について」

URL：https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2017/pdf/20180306_02.pdf

- ・ 2018年9月25日リリース「『みんなの健活プロジェクト』の具体的取組みについて」

URL：https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2018/pdf/20180925_01.pdf

- ・ 「Well-being OSAKA Lab」（注4）への参画を通じた、健康経営等の取組みを推進

（注4）働き方改革や健康経営等に関する課題・情報を共有し、健康に関する様々な課題解決を図るため大阪府と企業・大学が連携し、設立

URL：<https://wellbeing-osaka-lab.com/>

(2) 福祉・子どもに関すること

- ・子どもたちを支援する施設や団体への協力等、子どもの貧困対策等への協力
- ・高齢者の見守り活動への協力

(3) 中小企業振興及び雇用促進に関すること

- ・異業種交流会の開催等、企業のビジネスマッチングにつながる機会の提供
- ・女性の活躍推進に向けた連携
- ・大阪府が主催する「仕事の魅力発信セミナー」や「企業の人事労務担当者向けセミナー」への講師派遣
- ・「男女いきいき・元気宣言」「男女いきいきプラス」事業者への登録

(4) 防災・防犯に関すること

- ・「大阪880万人訓練」への協力
- ・地域防災力の強化に向けた施策への協力
- ・特殊詐欺被害の拡大防止、消費者被害の抑制に向けた取組みへの協力
- ・女性の犯罪被害防止に向けた企業内防犯研修の実施
- ・「こども110番」運動への参画

(5) 交通安全に関すること

- ・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）」への協力

(6) 地域活性化に関すること

- ・大阪産（もん）・大阪製ブランドの販売促進・PR等、大阪の魅力発信への協力
- ・「OSAKA愛鑑（おおさかめいかん）プロジェクト」(注5)への参画

(注5) 大阪府や府内市町村の情報、魅力ある「人・もの」の情報を、PR動画やインターネットテレビなどを通じ、タイムリーに世界に発信する取組み

URL : <https://meikan.osaka/about/>

(7) 府政のPRに関すること

- ・当社開催の各種イベント等における大阪府政のPRへの協力

(8) その他本協定の目的に沿うこと

以上